令和８年第１回潟上市議会定例会会議録

○開　議　　令和８年　３月１２日　午前１０：００

○散　会　　午前１１：１６

○出席議員（１８名）

１番　加藤大地	２番　鈴木司	３番　奈良崇史
４番　安田貴志	５番　伊勢潤	６番　中川光博
７番　菅原宣之	８番　一ノ関郁也	９番　石川浩之
１０番　菅原龍太郎	１１番　藤原仁美	１２番　奈良与志樹
１３番　堀井克見	１４番　藤原典男	１５番　鐙仁志
１６番　菅原蘭子	１７番　鈴木壮二	１８番　佐藤敏雄

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	鈴木雄大	副市長	鎌田雅人
教育長	吉原慎一	総務部長	古仲淳
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建設部長	佐々木渉
教育部長	伊藤強	総務課長	浅野幸一
企画政策課長	石井恵子	財政課長	内田倫雄
健康長寿課長	渋谷比奈子	農林水産振興課長	伊藤充
教育監	佐々木達也	文化スポーツ課長	畠山ひとみ

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子

令和８年第１回潟上市議会定例会日程表（第３号）

令和８年３月１２日（３日目）午前１０時００分開議

会議並びに議事日程

日程第　１　一般質問

午前１０時００分　開議

○議長（佐藤敏雄）　おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第１　一般質問】

○議長（佐藤敏雄）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問については、１回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席にて行います。

本日の発言は、２番鈴木司議員、７番菅原宣之議員の順に行います。

はじめに、２番鈴木司議員の発言を許します。２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　おはようございます。傍聴の皆様には、お疲れさまです。

まずは今回の一般質問に当たって、議員各位並びに市当局に特段のご理解いただきましてこの壇上に立っています。どうもありがとうございます。

私のほうからは質問２点です。一つは、クマ・イノシシ等の鳥獣対策について、二つ目が市民センター追分館について、２点であります。

クマ・イノシシ等の鳥獣対策について。

2025年は全国でクマの大量出没が発生しました。本県でもクマの出没が相次ぎ、４人が亡くなり、63人がけがをしました。昨年９月からは、市街地における緊急銃猟も実施されました。

県は、2026年度一般会計において、このクマ対策と人口減対策を重点課題として、クマ対策については25年度の２倍超の６億2,000万円を計上しております。

人の生活圏への出没抑制に向けて重点的に管理強化ゾーンを設け、捕獲に当たっては１頭当たり５万円の奨励金を支給することとしております。また、クマが現れたら低周波音を発して追い払うシステムの実証を行うなど新たな取組もスタートさせるとのことであります。

本市においては、今後、県とどのように連携し、市民の安全確保を図っていく考えか。猟友会や警察などといった関係団体との連携も含めて伺います。

県内各自治体にあっては、こうした国・県の動きに対応し、農作物や日常生活に影響を与える鳥獣被害を防ぐために、ふるさと納税を活用しようという動きもあります。

本市における対策費用の捻出についての考え方を伺います。

また、昨年は、学校現場でもクマの目撃情報がありました。本市の小・中学校でクマの目撃情報が寄せられた場合、授業はどのように行われ、学びの場は確保されるものか伺います。

令和７年９月１日に鳥獣保護管理法が改正され、農地や建物内などの人の日常生活圏にクマやイノシシといった危険鳥獣が出没し、住宅への侵入の恐れがあるなどの一定条件を満たした場合には、自治体判断によって緊急銃猟が可能となりました。本市では、こうした緊急銃猟に対してのどのような準備を行い、どのように実施するものか伺います。

また、市では、ツキノワグマ・イノシシ・カラス類を対象とした潟上市鳥獣被害防止計画を策定していますが、近年にあっては、ハクビシン・タヌキなども農作物に被害を及ぼしている実態があります。今後の鳥獣計画策定について、その方向性等について伺います。

二つ目が市民センター追分館についてであります。

地域や経済の活性化を図るためには、何よりも若者の地元定着が不可欠であり、潟上市への定住、あるいはUターンに結び付くまちづくりを進めることは、市政推進の必定とも言えるものであります。しかし、その一方で、複雑化・多様化している生活スタイルや暮らし方、様々な働き方がある中で、多くの若者が市民センター追分館において余暇活動を楽しみ交流を促進させる状況を創り出すことは困難な時代になっております。

追分地区は八つの町内会からなり、県内稀有の人口増の地域となっています。かつてその象徴とも言えた市民センター追分館は、追分出張所が併設されているものの、築年数から経年劣化などから老朽化が目立ち、建設当時の旧勤労青少年ホームの設立目的である若者の交流拠点からは遠いものとなっています。

これまで芸術・文化や地域交流のサロン等で利用されてはいるものの、設立時の役目は果たし終えたものと思います。それでも週末ともなると、体育館ではスポーツに汗する光景や地域の交流の場としてのサロン、軽体操などにも利用されていますが、夏は暑く、冬は寒い多目的ホールは、建設から40年近く経て、雨漏り等もあって利用を控える団体もいます。

施設の維持管理という観点からは、文化活動や軽運動の場としての機能を果たすために必要な対応をしてほしいとの声もあり、一方では「追分地区は、人口も増加しており、活力もある。もっと利便性のある立地条件のいい場所に、市の象徴となるような建物を建設してほしい」といった声もあります。

令和７年度は、潟上市において総合発展計画の見直し年となっていました。近い将来においてコミュニティセンター機能を有する建物があれば、もっと快適に地域交流が進展するものと思います。市長の考えを聞かせてほしいと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　当局より答弁を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　２番鈴木司議員の一般質問の一つ目「クマ・イノシシ等の鳥獣対策」についてお答えいたします。

令和７年度は、全国的にクマの目撃や被害が多発しており、本市でも２月末現在、目撃件数372件、捕獲頭数24件と、過去最多であった令和５年度を大幅に上回る状況であります。

ご質問の１点目「26年度におけるクマ対策」についてお答えいたします。

現在、本市では、春駆除の実施に向け、県主導で市民生活圏の外側、主に山間部を管理強化ゾーンとして設定したほか、市街地にクマが居座ることを未然に防ぐため、ツキノワグマ誘引樹木伐採事業を新年度予算に計上しております。

引き続き、県事業の活用を含め、連携を図りながらクマ対策に取り組んでいくとともに、猟友会・警察署など関係機関とも情報共有を行い、パトロールの強化など市民生活の安全確保に努めてまいります。

ご質問の２点目「猟友会員の安全対策と人材育成」についてお答えいたします。

猟友会員の安全対策につきましては、クマ出没対応合同訓練への参加や、複数人でのパトロールを徹底しているほか、新たに会員の賠償責任保険への加入費用を新年度予算に計上しております。

人材育成につきましては、ベテラン会員から若手会員への知識や技術の継承を促進するほか、わな猟免許取得支援などの新事業を展開し、担い手の確保と育成に努めてまいります。

ご質問の３点目「本市における対策費の捻出」についてお答えいたします。

クマ対策費につきましては、国のクマ被害対策パッケージを踏まえ、活用可能な国・

県の事業を精査し、財源確保に努めておりますが、議員ご提案のふるさと納税の活用についても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

ご質問の５点目「緊急的に銃猟を可能とする緊急銃猟への備え」についてお答えいたします。

本市では、緊急銃猟の実施に向け、緊急銃猟ガイドラインに基づき、全国各地の事例を参考に緊急銃猟想定マニュアルを作成しております。

緊急銃猟は、市街地等にクマが居座っている状況下において、市長の判断の下、実施するものであり、その実施に当たっては、市、猟友会、警察署の三者で協議を行い、捕獲が可能と判断されること、その上で市民への避難指示、情報発信及び交通規制等、周囲の安全を確保できることが条件となっております。

ご質問の６点目「今後の対策と鳥獣計画策定に当たっての方向性等」についてお答えいたします。

本市では、ハクビシンやタヌキによる作物被害があるとの情報がありましたが、共済組合など関係機関に確認したところ、現時点では被害面積及び被害額の報告はございません。そのため、現状では個人での防除対策をお願いし、必要に応じて小型鳥獣用のおりの貸出しを行っております。

現時点では、ハクビシン及びタヌキを鳥獣被害防止計画の対象鳥獣へ追加する必要はないものと考えておりますが、今後、農業被害等が拡大し、計画的な対応が必要となった場合には、対応を検討してまいります。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強）　ご質問の４点目「学校現場における学びの場の確保」についてお答えいたします。

児童生徒の登校後にクマが学校周辺に出没した際には、当該校において児童生徒全員を校内へ避難させ所在確認をするとともに、玄関等の施錠をしたり、休み時間を含め屋外での活動を制限したりするなどの対策を講じるようにしております。

また、市教育委員会では、各小・中学校に対し、登校に不安を訴える児童生徒がいる場合は、校長判断により出席停止扱いを可能とすること、児童生徒が家庭でタブレット端末などを活用したオンライン授業を受けた場合は、出席扱いとすることが可能なことなどを指示しております。

今後も、学校・家庭・地域・関係機関との密接な連携の下、児童生徒の学びの場の確

保及び安全の確保に努めてまいります。

続いて、鈴木司議員の一般質問の二つ目「市民センター追分館」についてお答えいたします。

ご質問の１点目の「市民センター追分館の現状と課題について」と、２点目の「市民センター追分館の今後の運営について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

市民センター追分館は、昭和61年２月に勤労青少年ホームとして建設され、令和７年４月から潟上市市民センター追分館に名称を変更しております。

会議室において学習機会の提供をし、図書館機能を持つほか、体育館を併設した複合施設として長年にわたり地域の文化、交流、スポーツの拠点として重要な役割を果たしています。

一方で、建設から約40年が経過し、建物や設備の老朽化が進み、必要な修繕を行いながら管理しており、今後も計画的な保全、補修を行いながら、地域のニーズの変化に応じた、誰もが安全で使いやすい施設となるよう努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄）　２番鈴木司議員、再質問ありますか。２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　昨年はそれこそドングリなりブナなりが不作だということで、クマが人里のほうに近づいてきたと、こういう状況下の中であるし、また、それが延々と続くというわけでもなくて、いろいろ起伏があってこの先も進んでいくんだろうと思います。

そんな中での私の質問として、県あるいは猟友会、あるいはそれこそ警察との連携という質問をいたしました。連携という言葉の中での捉え方なんですが、県との連携ということでは、市長はもちろん知事を交えた連絡協議会的な県の会議にも出席されているでしょうし、また、県のほうでは、このクマ関係で自衛隊をも派遣するというこういう状況下にありました。

そんな中で、県と市との関係から、知事、市長との関係性から見たときに、どのような形で潟上市に、いわゆるその県の支援要請があったのか、市のほうからどのような支援を要請したのか、この辺について、それから、どんな話がなされているのかも含めて、市長から若干説明をいただければなと思います。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問について、ちょっと細かいところを私のほうから先に説明をさせていただきたいと思います。

県と市の連携というと幅広い部分ありますけども、例えば昨年の自衛隊の派遣のときですと、うちのほうにも派遣要請をして、実際来ていただいて、自衛隊におりの運搬、こういったものをしていただきました。また、県のほうで調達したおりを市町村に貸し出すといったときにも、うちのほうで手を挙げて実際におりを１基お借りしている状態が今も続いております。そういったことで、我々も県がやるもの全てというわけではないですけれども、状況を見ながら、その県の事業等で、うちにとっても活用するに十分値する、うちにとってもメリットがあると判断したものについては、積極的に手を挙げて活用していくということと、あと実際、昨年、追分でクマが出て大騒ぎになったことがあったんですけども、そのときも速やかに県のほうから人を出していただいて、緊急銃猟一歩手前までいったんですけれども、結局、麻酔ですね、こういったもので、対応するに当たっては我々市町村職員だけでできないものですから、そういった形で必要に応じて常に連絡を取り合って、お互いに情報共有しながら市民の安全確保が図られるように対応していくということで協力体制はできておるということで理解いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　鈴木司議員の質問に対して、先ほどの部長からの詳細説明に加えて私の答弁をさせていただきたいと思います。

クマの出没等に対する対応については、先ほど申し上げたとおり部局を通じて県に依頼をしております。また一方で、昨年はたくさんクマが出ましたので、当然、県と市町村による協働政策会議等でも話し合いがございました。

全県的に見ますと、多いところで捕獲頭数が400頭を超えたり、お隣の秋田市においても100頭を超えたり、本市、先ほど答弁ありましたとおり、捕獲頭数が24頭でありましたので、各自治体によってこのクマ対策、状況は違うと認識しております。そうした状況において、おかげさまで昨年、本市においては人身被害等はゼロでありましたけれども、引き続き、春から今年にかけましても、こういった状況が続くように適宜、答弁繰り返しになりますけれども、県との連携をしっかり取りながら本市におけるクマ対策を進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤敏雄）　２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　ありがとうございます。部長のほうから、警察、あるいは猟友会との

連携についても若干説明いただけますか。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

警察、猟友会、それぞれ連携という形で説明させていただいておりますけども、まず、猟友会につきましては、クマが出没したとなると、まず動いていただいて、実際、猟友会の方じゃないと駆除できないものですから、ということで、撃つだけではなく、わなの設置とかそういったこともやっていただいております。常に情報共有はしておりまして、クマが出たとなれば、猟友会の方にも行っていただくんですけども、必ず市の職員もその場に、現場に行って一緒に対応するという形になっております。

警察署につきましては、やはり目撃情報があったときに、安全確保だとかそういったことで連携を図っていかないといけないと思っておりまして、常にクマが出ると警察署と市のほうで、常に情報が共有できるような仕組みになっておりますので、常にそこをやり取りしながら、必要に応じてパトロールしていただいたりとか、そういったことで対応をしているところです。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　県とのつながり、あるいは猟友会、警察とのつながりも大体見えてきています。そんな中で、県とのつながりの中では、先ほど来お話ありますように、いわゆる備品等々の貸出しとか、自衛隊の派遣も含めて連携を取れてきたんだというふうなことでありますが、26年度、いわゆる令和８年度の920万の予算の中では、どのような形でもって県と交付金つながりがなされていくのか、その辺についての若干の説明をまたお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

新年度の九百数十万の予算計上の内訳としましては、まず、ハンターの皆さん、猟友会の方に対する報酬、こういったものがまず一つあります。そのほか必要な備品購入ですとか、あと、おりですね。おりをまた、ちょっともう２基ほど購入したいと考えておりますので、そういったものに充てるということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　分かりました。その中で、猟友会なしにしては、なかなかクマの捕獲というのも進んでいかないという状況があるわけですけども、ご承知のように猟友会の面々もやはり高齢化が進行し、そしてまた、日中の作業となると、なかなか難しいと、こんな状況下が現実にあるわけですけども、この点に関してのいわゆる人員の育成、いわゆる会員の育成、この点についてはどのような進め方をされていくのか。先ほど来お話ありますように、免許の取得については助成しますよということですけども、それをもって会員が少しでも充足されていくものなのかどうか、その辺の取組方という点について今一度説明をお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり猟友会の会員の方々、若い方というよりもむしろ今メインで動いていただいている方は高齢の方が多いと我々も認識しております。

そういった中で、先ほど答弁の中にも少し述べましたけれども、技術だとかその経験をうまく伝えていっていただくことが非常に大事だとは考えております。ただ、やはり現場に行って、現場でないと、やっぱりなかなかそこら辺の感覚だとかそういった技術というものは、なかなか承継できないと考えておりますので、いずれ何かしら対応は必要かと思いますけど、とりあえずまず免許を取得していただくというところからまず入っていただくというところで考えているというのと、あと、うまく会員さんの中で世代交代というかそういったものが進められるように、こちらとしてもお願いをしながら進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤敏雄）　２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　潟上市の日当が5,000円と、捕獲した場合に１万円、処分で１万円ということで、これについては近隣の市町村の動向なども兼ね合いしながら猟友会とも相談して決めたという説明があったわけですが、これでもって一手になるのかと。やっぱりその決め手としてどのようなものがあるのか、この辺のいわゆる動向の探り方というものがやっぱり必要なような感じがします。何としても人手の足りないところは、どこの職場であってもどこでも人員不足なんですけども、このこと猟友会に関しては、人の命を預かる場面があるわけですので、この点については、あの手この手をもってやっていくというものがやっぱり必要ですし、もっとモチベーションが上がるような、もう一手、二手、やっぱり必要だと思うわけですけれども、この点について今日の新聞では鹿

角のほうで公務員ハンターの採用が始まったということもありますけども、これをさておいてもですね、我が潟上市においても、もう一手やっぱり必要だなという感じがします。この辺黙っていますとじり貧になってしまうし、そういう点では、いろんな人の活用というところで、鋭意知恵を絞っていただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

報酬については、昨年来ご説明しているとおり、猟友会さんのほうと話合いをして決めさせていただいている経緯もあります。したがいまして、今後、猟友会さんのほうとの話合いの中で、また増額だとかそういった話になれば、市としてもその対応を検討していく必要があるというふうには考えております。

○議長（佐藤敏雄）　２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　無理難題を言っている部分ももしかすればあるんだろうと思いますけれども、いずれモチベーションが上がるような何らかの対策というものを、やっぱり講じていかないと、どうしようもなく一年ごとにじり貧になっていくと思いますので、この点についてよろしくお願いしたいなと思います。

次に、これらに対するクマ対策のための費用の関係ですが、先ほど部長からふるさと納税も、やっぱりそのときに応じては必要になってくるかもしれないという答弁がありましたので理解いたしました。

学校の関係についても、学びの場ということがしっかり確保されているということ、リモート授業というものも含めて、それは出席扱いにして、やっぱり子どもたちにいわゆる不便をかけないような対策が講じられているということで理解をいたしました。

そんなところでありますけれども、ハクビシンの関係ですね。今のところ問合せしたら被害等々がなくてという話がありました。現実には、かなり厳しい状況下があるということを伝え聞いています。先ほどの答弁の中で、わなの貸出しとかそんなところはしていますよということですので、これについても鋭意注意を払いながら、需要に応じて、また、それを広く周知していくような仕掛けというものを取り組んでいただきたいなと、貸出しをしているとか、ただ単にどういうことで何基貸出ししているのか分からないけどもですね、そういう対応もしていますよということを市民の方々に伝えていただきたいと思います。

これをもって１番の質問は終わります。

それから、勤労青少年ホームの関係ですが、名称も変わって追分館ということになっています。先ほど来、部長のほうからお話ありましたように、修理・修繕をしながら効率よく使っていくんだということでありますが、前にもこの件、若干質問した経緯があるんですけども、やっぱり社会状況が変わっているという状況、で、そこにおいては、今の追分館なりの役目というものがあるだろうということ、いつまでたってもそのものが修理・修繕をしながら、そこに役目を果たしているのかなというと、なかなかそうでもなくてですね、やっぱりそこには追分館には追分館の、いわゆる生涯学習の拠点としての有り様というものが当然出てくるでしょうし、そうした意味では、もっとまた追分地区には新しい、あそこの追分地区に相応しい拠点というものが、やっぱりあっても悪くないのでないかなという思いがありましたので質問させていただきました。この点について部長のほうからでも教育長のほうからでも、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　追分館の件につきましては、将来的な構想の部分もありますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

先般もご質問された際に答えておりますけれども、議員ご指摘のとおり追分地区、近年は非常に人口も急増しております。既存の集会施設等についても、なかなか町内の世帯数に応じた規模といいますか、そうしたものに対応しきれない部分等もあると思っております。

そういったその地域事情も踏まえて、こういったこの追分館の機能であるとか、これは将来的なその人口減少社会に向けた公共施設の適正管理という部分もありますけれども、他施設も伴って複合的な施設の在り方であるとか、災害時の避難所機能であるとか、そういったのも含めまして、やはり追分地区に必要な規模の施設の整備というのは必要性を感じているところではあります。

これにつきましては、新年度以降におきまして、そうした地域における施設の在り方について庁内において検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄）　２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　市長からも追分地区にとっての将来的な施設の有り様というものを鋭意検討していくんだということでのお話がありました。こんなところで地域住民が、

やっぱり追分地区にあっては、そこがやっぱり一つの拠点になるということ、その拠点づくりというものが、今なかなかそこに至ってないという状況がありますので、きちっとあるべき追分分館としては分館としての使い方というものがもちろんあるわけですので、その点を含めて、コミュニティセンターのほうも含めて、鋭意この後、当局のほうでも検討していただければありがたいと、以上でもって終わります。

○議長（佐藤敏雄）　これをもって、２番鈴木司議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10時45分まで休憩とします。

午前１０時３６分　休憩

……

午前１０時４５分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、７番菅原宣之議員の発言を許します。７番菅原宣之議員。

○７番（菅原宣之）　７番菅原宣之でございます。本日は、一般質問の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

また、傍聴席の皆様、大変にお疲れさまでございます。

それでは、私のほうから３項目７問の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目ですけれども、医療用補正具（ウィッグ）購入費用助成について。

日本では毎年100万人以上が新たにがんと診断されています。約４人に１人、３人に１人ががんにかかる可能性があるとされ、秋田県は全国平均と比べてもがん罹患率が高い傾向にあります。一たびがんを告知されると、心理的苦痛、治療時の身的負担、経済的・心的負担が本人と家族にも生じます。本市では治療中の経済負担の軽減、治療生活の質の向上を支えるため、がん患者医療用補正具助成事業制度を設け、医療用ウィッグでは３万円、一人につき１回限りを助成しておりますが、ウィッグは使用の経過とともに消耗し、治療、回復する過程で買換えが必要となります。医療用ウィッグは一生使うものではなく、治療経過で寄り添う道具です。本市もきめ細やかな支援を確立しておりますが、更なる医療助成制度の向上と市民のため安心・安全の治療療養への観点から質問いたします。

①他市の例で初回４万5,000円、２回目以降３万円の年１回助成している自治体があります。本市の１回限りから年１回使用できる制度についての考えは。

②現在、全頭用のウィッグ助成となっておりますが、治療過程で毛髪が生えてくることから、部分用ウィッグの助成対象への適用について潟上市の考えは。

続きまして、２番になります。クマ対策について。

近年のクマ出没状況は、危機的水準にあり、2024年から2025年にかけて、出没件数、人身被害件数は過去最多を更新しており、東北は全国で出没・捕獲数の約７割を占めます。本市でも昨年はクマが住宅地に出没し、何日も徘徊し、市民は日常の散歩や外出を避けるなど、生活や経済活動にも支障が出ました。本市においても、人身被害がいつ起きてもおかしくない状況で今日まで来ました。今年も活動期になってきますが、本市における鳥獣対策について伺います。

①ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金について。

新規事業で生活圏での有害鳥獣の出没を防ぎ、人身被害を防止するため、有害鳥獣を引き寄せる樹木の伐採及び処分にかかる費用の一部を支援するとありますが、有害鳥獣を誘引する樹木は、くり・柿以外にも竹やぶなど他誘引樹木にも対象ではないか、潟上市の対応は。

②町内会でクマが潜む可能性のある草木、雑木林等の伐採に関わる費用に対して市の助成の考えは。

そして３番となりますけれども、プラザの湯。

先日、市民の方よりプラザの湯について相談がありました。そもそも高齢者施設の長寿命化事業として運営されてきた施設をなくされては、地域の住民の必要としている集いの場、憩いの場がなくなってしまう。存続の方向で考えてほしいとの要望でありました。

昭和地域をはじめとする潟上市民の憩いの場は、単なる公共浴場というだけではなく、人とつながっていける大切なコミュニティとなっており、安らぎ、健康長寿、交流と地域に根ざした介護予防の中心的施設となっていました。これまでプラザの湯に関しては議論を尽くしてきましたし、当局としましても説明責任を果たしてきたことと思います。私自身も市政協議会の説明を聞き、理解はしましたが、市民からの存続の思いが強いものとして、令和８年３月の廃止の方針を受け、市民が納得いくように求め、次の点について質問いたします。

①現状の収支不足が更に拡大し、施設継続することで、他の老人福祉事業を縮小、廃止せざるを得なくなる対象の事業とは。

②廃止した場合、代替えとなる事業計画とは。

③今後、昭和・飯田川地域の健康長寿交流の慰労の場をつくる考えは。

以上です。

これで壇上からの質問を終了いたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄）　当局より答弁を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　７番菅原宣之議員の一般質問の一つ目「医療用補正具（ウィッグ）購入費用助成」についてお答えいたします。

ご質問の１点目の「本市の一人１回限りから年１回は使用できる制度について潟上市の考えは」と、ご質問の２点目の「治療過程で毛髪が生えてくる過程での部分ウィッグの適用について、潟上市の考えは」について、関連がございますので併せてお答えいたします。

ウィッグは治療に直接的に係るものではありませんが、患者個人の尊厳を守り、治療の意欲向上に資するものであると捉えております。

本市のがん患者医療用補正具助成事業は、議員ご指摘のとおり、一人１回限りで、全頭用ウィッグのみを助成対象としておりますが、ウィッグは消耗品であること、若年性のがんが増加傾向にあること、がんの再発や治療内容の変更等の理由により、ウィッグの再購入が必要になる場合があるという実情を踏まえ、部分用ウィッグを含む助成対象や助成回数について、他自治体の状況を調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　７番菅原宣之議員の一般質問の二つ目「クマ対策」についてお答えいたします。

ご質問の１点目「ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金」についてお答えいたします。

本補助金は、市街地にクマが出没した際、くりや柿などの実のなる樹木に居座る事例が多数確認されていることから、市街地でのクマの居座りを防ぐことを目的として予算に計上しており、対象となる樹木は、市街地においてクマを誘引する恐れのある、放置された実のなる樹木を想定しております。

竹やぶにつきましては、他市町村の状況を含め、クマが餌場として居座った事例が確認できないことから、現時点では対象外と考えておりますが、今後そうした事例が発生

した場合には、状況に応じて対応を検討してまいります。

ご質問の２点目「町内会で行う雑木林等の伐採にかかる費用の助成」についてお答えいたします。

クマは、実のなる樹木に居座る傾向があり、これまで本市において雑木林等でクマが居座ったという事例がないことから、自治会がクマ対策として実施する雑木林等の伐採に対する助成は考えておりません。

なお、自治会による自主的な伐採については、有事の際の補償や作業時の危険性なども考慮する必要があり、一律に支援を行うことに対しては慎重を期する必要があるものと考えております。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　７番菅原宣之議員の一般質問の三つ目「プラザの湯」についてお答えします。

ご質問の１点目「現状の収支不足が更に拡大し、施設継続することで他の老人福祉事業を縮小・廃止せざるを得なくなる対象事業とは」についてお答えいたします。

一般財源を充てている軽度生活援助事業等の在宅福祉事業や高齢者の健診等の保健事業について、プラザの湯を継続する場合には見直しせざるを得ないものと考えております。

ご質問の２点目「廃止した場合、代替えとなる事業計画は」についてお答えいたします。

令和７年度から先行して、80歳以上の高齢者を対象にインフルエンザワクチン接種助成費用を1,000円から2,000円へ増額し、高齢者の感染症の予防に努めているほか、既存事業の充実や高齢者にとって今後必要となる施策を拡充、又は創出することとしております。

ご質問の３点目「今後、昭和・飯田川地域の健康長寿交流の慰労の場をつくる考えは」についてお答えいたします。

現在、市民センターや集会所等を会場に、誰でも気軽に参加でき、介護予防と交流の場となっているサロンや介護予防学習会等を実施しており、引き続き、語らいの場の創出や高齢者の健康増進に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄）　７番菅原宣之議員、再質問ありますか。７番菅原宣之議員。

○７番（菅原宣之）　ご答弁ありがとうございました。

ウィッグに関してですけれども、伊藤部長がおっしゃったとおり、ウィッグに関しては、がんは本当に再発をする可能性を秘めておりまして、再発時に一番また治療が、困難な治療がというんですかね、経済的な部分もそうですし、本当に抗がん剤治療から放射線治療、また、１回目の治療で最初にウィッグを作って数年後にまた再発というケースがご指摘のとおりあります。現実そういった形で数年前に購入したウィッグが、高額なもので大事に保管とかしていたとしても、やはり毛髪の程度が、もう傷んで使えないという実情がございますので、本当そういった部分を踏まえまして、今後は年１回というんですかね、実際に能代市のほうで実用化されているんですけども、そちらのほうをご検討いただきながら予算つけていただければと切に願っておりますので、今後ともご対応のほうよろしくお願いいたします。そちらのほう、それに対して、また当局のほうで具体的な今後の予算をつけれるのかどうかとか、その検討事例とか、どういった形で今お考えになっているのかをちょっと教えていただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁となりますけれども、他の自治体の状況、また、市の財政状況を勘案しながら、まず調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　７番菅原宣之議員。

○７番（菅原宣之）　本当に今後、切なる患者さんの思いがのっておりますので、しっかりそちらのほうを、今後、大変ではあると思いますけども、検証していただきながら、こちらのほう反映していただきたいなと思います。

当局のほうとして、予防医療等、治療体制の双方の充実に向けた日々のご尽力に感謝申し上げますとともに、今後ますますの市民生活の向上のほうを期待して１問目の質問のほうを終わらさせていただきたいと思います。

２問目のクマ対策について、①のほうですけれども、こちらの誘引する果実のなる部分という部分でくりと柿というご答弁ありました。そちらに関してなんですけども、今後、竹やぶに関してはそんなに事例が今のところ確認が取れてないということなんですが、先日、秋田市のほうですけれども、猟友会の長きにわたってやっている方とお会いしまして、竹やぶというよりも竹のやぶの中に新芽が春先、クマは雑食性がございます

ので、何でもまずおなか空いてると食べれるもの食べると。場合によっては根の辺りを掘って昆虫とかそういったものも食べたりするんですけども、竹やぶに関しては新芽がやっぱり出ますので、春先ですね。山菜とか新芽のほうを、まずおなか減っていると食べることはあるという話ありました。そういった部分もございまして、先日、クマダスをちょっと確認させてもらいましたが、潟上市の加賀谷果樹園さんのほうでも、すぐそこですけれども、県道のほう、秋田市側のほうに走っていったという、11月７日の日付だったと思うんですけども、そういったすぐ近く、直近で確認事例もございますので、実際は目に見えたくり・柿、果樹に誘引するというふうにあると思うんですが、そういった格好の隠れ場所になって、なおかつ休みながら、移動しながら、竹やぶのほうを潜めて、とどまるというよりも一旦そこで休んだりしながら移動したりする可能性は十分にあると思いますので、こちらについてはどうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

この誘引樹木についての事業につきましては、やはりクマを引き寄せるという観点で作った事業であります。竹やぶに身を潜めるということはあるかもしれませんけれども、近くに食べるものがなければ長いこととどまるということは、クマの性質としてあり得ないと思いますので、まずは直接クマが来る要因となる食べるもの、そこの芽を摘むということで、まずこれをやってみるということで策定した事業になります。

実際、近隣の市町村なんかも見てみますと、やはり実のなる木ということに限定している市町村が大半でございますので、本市としても当面それでやっていきますけれども、答弁の中でも言いましたけれども、今後そういった事例が実際出てきて、問題になってくるようであれば、適宜検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤敏雄）　７番菅原宣之議員。

○７番（菅原宣之）　ありがとうございます。今後、そういった形で検討していただくという、調査するということでしたので、そちらのほうをしっかり精査していただきながら、しっかり市民の安心・安全に反映していただければと思っております。

それでは、２番については質問のほうを終わらせていただきます。

続きまして、３番目のプラザの湯に関してですけれども、プラザの湯に関しては、本当に当局のほうも時間をかけながら、これまでも説明のほうをされてきたと伺っており

ます。実際、資料のほうも、先日の市政協議会のほうでも十分にご説明をいただきまして、本当になかなか財政面でも厳しい状況なんだなというのをまず当局の方からご説明をいただきまして、私自身も理解したところでございます。本当に修繕費のほうも相当かかるというお話も伺いましたので、なかなか厳しい状況ではあるなと思いました。

先日また地元の住民の方と、それこそ市政協議会の前でしょうか、お会いしまして、そのとき、ご婦人の方々なんですけれども、やはりちょっとなかなか、普段からやっぱりお使いになっているというのもありまして、切実なまず声も伺ってはあったところでありました。併せて、次の日に、やっぱり市政のほうの実情のほうもリアルに伺わせていただきましたもので、本当になかなか難しい問題だなと私自身も理解はしております。

昭和のデイサービスセンターのほうに、プラザの湯のほうに毎日そのご婦人たちが行く中で、やはり介護予防とか、あとは孤独というんですかね、そういったコミュニケーションをとる場が本当になくなってしまうという部分もありまして、また、その声を何とか市のほうに、市政のほうに届けていただきたい、そういう思いがありましたもので今日登壇させていただきました。

市長のほうもこれまで７か所にわたって説明のほうをされたと伺っております。本当にそちらの中で十分議論を尽くされたのだなと私のほうも考えておりますが、そもそも昭和のデイサービスセンターの設置条例でいくと、要援護、高齢者の生活の助長など、あとは社会的孤立感の解消とか心身の機能の維持向上等を図るもの、また、その家族の心的・精神的な負担の軽減を図ることを目的としているという部分がありましたもので、そういったものを今後、今回この３月の部分で、まず廃止という形になるので、先ほど言った伊藤部長のほうからありましたとおり、市民センターのサロンのほうで介護予防の手立てがあるというふうに伺いました。本当そちらのほうを今後の飯田川・昭和、また、天王のほうからも、湖岸地区のほうからもいらっしゃった方も結構いたというふうに伺っていますので、飯田川・昭和のエリアではあるんですけれども、そちらのほうの手厚いサロンのその内容の充実とか、そういったところを今後とも手を尽くしていっていただきたいなというふうに思います。

また、お風呂に関しては、市長のほうも、くららのほうとかにも来ていただきたいという話もございましたので、そちらのほうも交通網とかですね、交通の便をまた更に考えていただきながら、格別の対応を賜りたいなと思っておりますので、これについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　７番議員、再質問ですけども、どの部分に対する再質問なのか、その点をちょっと明確にしていただければと思います。

○７番（菅原宣之）　失礼いたしました。地域の方の慰労の場、そちらのほうのサロン等とかそういったところを充実していきたいという部分がありましたので、そちらのほうと、あとどういった内容で具体的に、そのサロンの内容のほうはどういったものになるものかということと、あと、くららのほうに行く場合、そういった交通の便とか問題になると思いますので、そこの部分をどういったふうに考えていらっしゃるのかという、交通のほうをどう考えていらっしゃるのかというところをお願いいたします。その２点でお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　暫時休憩します。

午前１１時１３分　休憩

……

午前１１時１３分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　菅原議員の再質問に、ちょっと広く全般にわたりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、部長答弁にありました高齢者の交流の場というか、そういったものの確保については、サロン等、他自治会やエリアにおいては、そういったお茶っこサロンだとかそういった取組している地域等もありますので、是非そういった各自治会の取組を参考にしながら、これは市としてもそういった取組、ＰＲもしながら、そういった交流の場の確保には努めていきたいと思っております。

また、くららの湯に対する、いわば公共交通のアクセスに関しましては、既存路線等ございますので、そういったものを活用していただけるよう、これもまた通常のマイタウンバス等の利用についてＰＲをしてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤敏雄）　７番菅原宣之議員。

○７番（菅原宣之）　市長のほうもありがとうございました。

それでは、今後そういった部分の慰労の場の充実のほうを本当に配慮賜りながら進めていっていただきたいなと思います。

また、くららの湯に対してのアクセス等のその部分も、これからやっぱりいろいろ結

構大事な部分になってくるかなと、ご高齢の方も結構足が悪いとか結構そういう方もいらっしゃいますので、その辺はマイタウンバスのほうも、その便利よくなるように、私のほうもちょっといろいろ勉強していきたいなと思いますので、まず今後とも、その慰労の場の本当に創出のほう、しっかり市として、あと、我々も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

このたびの質問はこれで終わりますけれども、これからもいろいろ市政の充実のほう、何とかよろしくお願いいたします。

質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　これをもって７番菅原宣之議員の質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了しました。

お諮りします。委員会審議等のため、３月13日から25日までの13日間、本会議を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認め、３月13日から25日まで13日間を、本会議を休会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、３月26日木曜日、午後１時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、３月26日木曜日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

皆様、お疲れさまでした。

午前１１時１６分　散会